

○「地先の安全度」とは？

地先の安全度マップは、みなさんのご自宅やお勤め先などの場所が、どのくらいの水害リスクがあるのかを滋賀県がシミュレーションにより求めた図です。平成24年9月18日～平成25年8月13日に各市町毎に公表したものです。

どれくらいの雨の時にご自宅などの近くを流れる川や水路があふれ浸水するおそれがあるのか、あふれた場合はどの程度の被害となるのかを明示したものです。

例えば、10年に一度程度降る雨(概ね1時間に50mm)、100年に一度程度降る雨(概ね1時間109mm)が発生した場合、どの程度の浸水深さとなるおそれがあるのかをご覧くださいことができます。

一級河川が溢れる洪水に加えて、普通河川や農業用排水路など、身近な水路の氾濫(内水氾濫)なども想定したものです。たとえば、一級河川の溢水や破堤はなく、内水氾濫だけで浸水深が深くなると予想される区域は、一級河川の整備がすすんでも地先の安全度マップに変化は生じません。

○「浸水警戒区域」とは？

「地先の安全度マップ」を踏まえ、200年確率の降雨があった場合に人命被害を生じるおそれが判明した区域に対し、指定をおこなおうとするものです。

浸水警戒区域では、浸水に対して安全な建築としていただくよう条件を設定したいと考えています。水害リスクの明らかになった地域に対して、県が支援制度を創設し、責任を持って対策をするということを明示するのが区域指定です。

○「建築制限」とは？

「浸水警戒区域」の中で住宅や社会福祉施設等を建てる場合、水害リスクに対して適切な対応がされ、安全な住まい方がされる条件をクリアしているかどうかを県がチェックする「許可制度」のことです。

右の写真をご覧ください。右の家屋は平屋なので軒下まで水没しています。一方、左の家屋は、2階建てなので、水があがってきても避難空間が確保できています。

水害リスクの高い区域では、軒下まで浸水するような建物は、大雨の時には命にかかわるので止めておく、逃げ遅れた時のために避難空間を確実に確保しておく、という「安全な住まい方」をルール化しています。

○「浸水警戒区域」の指定は、どのようにおこなわれるのですか。



区域指定の手順

かならず水害に強い地域づくり協議会での検討を経てから、区域指定がおこなわれます。



区域指定にあたっては、具体的に議論を重ね、合意形成を図ったうえで「水害に強い地域づくり計画」を策定することとしております。

○ **なぜ「200年確率の降雨」を対象とするのですか。**

「200年確率の降雨」は、最大規模の災害を想定して設定したものです。

200年に1回という確率は、30年間では14%の確率でありうるということです。100年間では39%です。3人に1人は、親子3代のうちに、命に係わる危険性のある水害に遭遇する可能性を示す数字です。

1. 「200年に1回おこる災害」が、今後1年間におこる確率は、 $1 \div 200 = 0.5\%$ です。
2. 「200年に1回おこる災害」が、今後1年間におこらない確率は、 $100\% - 0.5\% = 99.5\%$ です。
3. 「200年に1回おこる災害」が、今後30年間に一度もおこらない確率は、 $99.5\% \times 99.5\% \times \dots$ (30回繰り返す) $\dots \times 99.5\% = 86.0\%$ です。
4. 「200年に1回おこる災害」が、今後30年間におこる確率は、 $100\% - 86.0\% = 14\%$ です。

○ **「浸水警戒区域」の中では、新たに建物は建築できないのですか。**

建築できます。次に示す建物は条例に定める条件をクリアしていただきたいと考えています。

1. 住宅
 2. 社会福祉施設
 3. 特別支援学校および幼稚園
 4. 病院、診療所および助産所
- 販売所や工場など、上記以外の建物については、条件を設けることはありません。

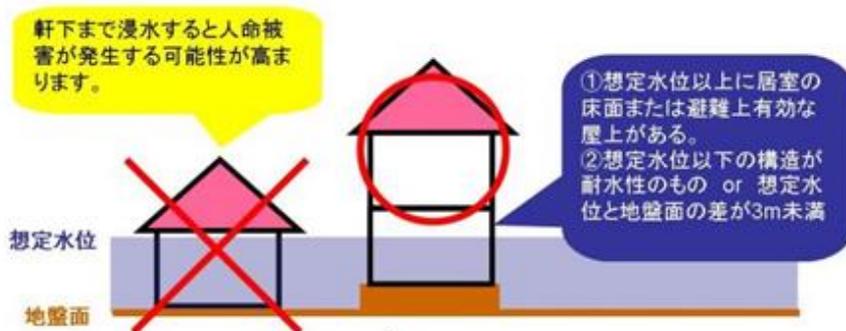
○ **「浸水警戒区域」の中にある既に建っている住宅は、建て替えないといけないのですか。**

将来、増改築する時に、安全に住むための条件をクリアしてください。地盤盛土等の対策を行い、想定水位以上の高さに避難できる空間を確保してください。

または、地域防災計画等に位置づけられた避難場所など、浸水が生じた場合に確実に避難できる要件（広さ、距離、経路、管理状況等）を満足する避難場所が付近にあることが必要です（ただし、社会福祉施設等は除きます）。

「建築制限」は、上記（右図）

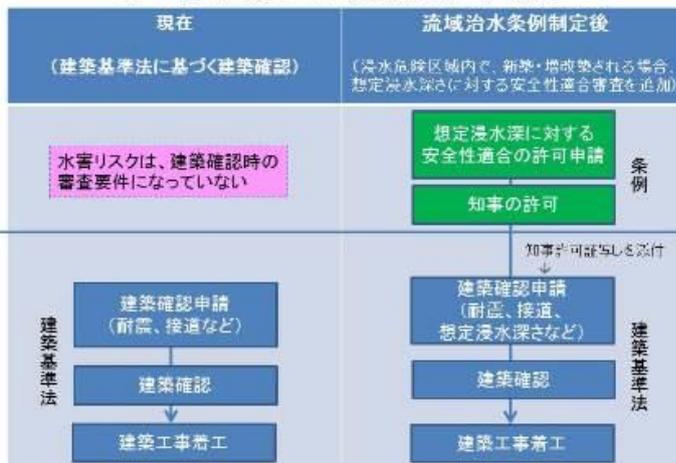
の条件を満たし、水害リスクに対応した安全な住まい方がされるかどうかを県がチェックする制度です。



○ **「浸水警戒区域」で地盤の嵩上げをして家を建てる場合、どれくらいの嵩上げが必要ですか。**

2階建ての場合、想定浸水深が3メートルの

建物を建てる際の手続



ところであれば最高で2センチ、4メートルのところであれば最高で1メートル2センチです。

○「浸水警戒区域」の中で住宅等を建築する場合、どのような手続きが必要なのか。

従来の建築確認申請の前に、知事あてに想定浸水深に対する安全性適合の許可申請をしていただくこととなります(条例第14条)。

水害リスクは、現行の建築確認手続きの中の審査要件になっていないため、建築確認申請の前に行っていただきます。

○ なぜ住民に罰則を掛けるのですか。

現行の「滋賀県建築基準条例」の中にある災害危険区域制度のうち、出水に係るものを抜き出して「滋賀県流域治水の推進に関する条例」に移すという法制度上の操作をしています。このため、現行法制との整合性を維持するよう、現行の「滋賀県建築基準条例」の中にある罰則規定を「滋賀県流域治水の推進に関する条例」でも規定しようとするものです。

したがって、新たに特別な罰則規定を創設するものではありません。

ただし、条例上の罰則については「当分の間、適用しない」こととしました。

しかし、浸水警戒区域は、建築基準法に定める「災害危険区域」となりますので、本条例の規制に違反した場合は、建築基準法第9条第1項の規定により是正のため必要な措置が命ぜられ、この命令に従わないものに対しては建築基準法の罰則規定が適用されます。(罰則：20万円以下の罰金)

本条例の罰則が適用されない「当分の間」であっても、本条例の規制は、建築基準法の罰則で担保されることとなります。

この場合であっても、罰則については、地域で決めたルールを破って勝手に危険な住宅開発をするなどの悪質な行為が行われる場合に適用になります。

○「浸水警戒区域」に指定された区域に対し、県として支援を考えていますか。

「多重防御」による人命被害回避方法への支援制度としては、「宅地嵩上げ浸水対策促進事業」と「避難場所整備事業」を検討しています。

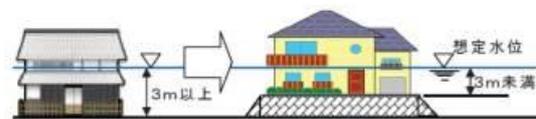
「宅地嵩上げ浸水対策促進事業」は、「浸水警戒区域」内の既存住宅の、住宅の改築(建て替え)および増築時に、地盤の嵩上げ(盛土、法面保護)工事、RC造、ピロティ化等工事の費用を助成しようとするものです。

「避難場所整備事業」は、「浸水警戒区域」に対して有効な避難場所の新設(改築含む)を行う際に県が費用の一部を助成しようとするものです。

浸水深が3m以上の区域に現在お住まいの方への支援制度(検討中)

・ 宅地嵩上げ浸水対策促進事業

- 「浸水危険区域」内の既存住宅の、住宅の改築(建て替え)および増築時に、地盤の嵩上げ(盛土、法面保護)工事、RC、ピロティ等工事の費用を助成



県から嵩上げにかかった費用の1/2、上限400万円を助成



浸水深が3m以上の区域に現在お住まいの方への支援制度(検討中)

・ 避難場所整備事業

- 「浸水危険区域」に対して有効な避難場所の新設(改築含む)

